

庁舎南館食堂業者選考委員会設置要綱

(設置)

第1 庁舎南館における食堂の業者を選考するため、庁舎南館食堂業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 入店業者の選考基準について、検討を行うこと。
- (2) 入店業者の募集方法について、検討を行うこと。
- (3) 入店業者を選考すること。
- (4) 入店業者の営業品目について、検討を行うこと。
- (5) その他入店業者の選考に関すること。

(組織)

第3 委員会の構成は、次のとおりとする。

総務部担当副市長（委員長）、他の副市長（副委員長）、総務部長、市民文化部長、産業環境部長、建設部長、総務課長、人事課長、市民協働推進課長、商工労政課長、建築課長

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

(意見聴取等)

第5 委員会は、必要があると認めるときは、専門知識を有する者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6 委員会に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年11月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。